

# 改正下請法説明会

取適法 令和8年1月1日施行

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保する必要があり、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要です。そのような経緯から、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」が改正され、令和8年の1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」が施行となります。

そこで、下請法の改正内容を正しく理解し、対象事業者の取引を適正化するための説明会を開催します。



受講料  
無料！

日時

令和7年10月15日(水)  
13:30～15:30(質疑応答含む)

会場

ホテルレイクビュー水戸 2階 飛天の間  
(茨城県水戸市宮町1丁目6-1)

内容

下請法の改正内容と実務上のポイント説明

講師

公正取引委員会 取引研究官 西川 康一 氏

定員

会場60名 / Zoom60名 (先着順)

お問い合わせ先：  
茨城県中小企業団体中央会  
業務課(担当:関)

〒310-0801 水戸市桜川2丁目2番35号  
TEL. 029-224-8030 FAX. 029-224-6446  
E-mail: shinko@chuoukai-ibaraki.jp

# 「改正下請法説明会」受講申込方法

標記説明会の申し込みに際しましては、以下①～③のいずれかの方法でお申し込みください。

## ①QRコードから受講申込フォームへアクセスして申し込む

1. お手持ちの携帯電話ならびにスマートフォンで右のQRコードを読み取る。

【受講申込QRコード】



※スマートフォンではQRコードリーダー(QRコード読み取りアプリ)がダウンロードされていないと読み取りができないことがあります。ダウンロードされていない方は、事前にQRコードリーダーをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

2. 受講申込フォームに接続する。

3. 必要事項を入力し、最後に送信ボタンを押す。→申し込み完了。

## ②ホームページから受講申込フォームへアクセスして申し込む

1. <https://forms.gle/JjpdRbw6DfcvV4tWA> をクリックし、受講申込フォームに接続する。

2. 必要事項を入力し、最後に送信ボタンを押す。→申し込み完了。

## ③FAXで申し込む

1. 以下の必要事項を記入し、FAXにて中央会(FAX 029-224-6446)宛に申し込む。

組合名 又は 企業名			
記入者氏名	TEL	-	-
メールアドレス	FAX		

1	役職		氏名	
	メールアドレス			
	参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> オンライン(ZOOM)		
2	役職		氏名	
	メールアドレス			
	参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> オンライン(ZOOM)		

□御質問がある場合には、下記に内容を御記載ください。

--

※申し込みの枠が足りない場合はコピーして御利用ください。

※①～③の方法でお申し込みができない方は、中央会まで御連絡ください。

【問い合わせ】 茨城県中小企業団体中央会 業務課 関 TEL 029-224-8030 FAX 029-224-6446
--